

世田谷区自殺対策協議会設置要綱

平成 22 年 9 月 30 日 22 世保推第 802 号

平成 31 年 4 月 1 日 31 世保推第 139 号

令和 4 年 4 月 1 日 4 世保推第 225 号

(目的及び設置)

第 1 条 自殺の予防に関する施策を協議することを目的として、世田谷区自殺対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 自殺者及び自殺企図者の状況把握並びにその対策に関すること。
- (2) 関係機関の連携による対策に関すること。
- (3) 国及び東京都の自殺予防対策との連携に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係機関の者
- (3) 地域保健について関係を有する区民又は団体の者
- (4) 関係行政機関の職員（次号及び第 6 号に掲げる者を除く。）
- (5) 警察署の職員
- (6) 消防署の職員
- (7) 区の職員
- (8) 前各号に掲げる者のほか、区長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長 1 名、副会長 1 名を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 協議会は、会長が招集する。

(会議)

第7条 協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 委員は、出席ができない場合には、代理の者を出席させることができる。

3 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見若しくは説明を聴き、又はその者から必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 協議会は、効率的な運営を図るため、必要に応じて専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する者をもって充てる。

4 第2項の規定にかかわらず、部会長は、部会の運営のため特に必要と認める者を部会員に指名することができる。

5 部会員の任期は、2年（第3条第5号及び第6号に掲げる者に係るものにあつては、1年）とし、再任を妨げない。ただし、部会員に欠員が生じた場合における補欠部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 部会長は、部会を招集し、部会の事務を掌理し、会議の経過及び結果を協議会に報告する。

7 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

8 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、世田谷保健所健康推進課において処理する。

(委任事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関する事項その他必要な事項は、保健所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日31世保推第139号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日4世保推第225号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。